

小型電気電子機器リサイクル制度 の在り方について（案）

平成 24 年 1 月

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用
金属の再生利用に関する小委員会

— 目次 —

	頁
<u>1. 目指すべき方向性</u>	1
<u>2. 現状認識、課題把握</u>	1
<u>3. 検討の方向性</u>	7
<u>4. 小型電気電子機器のリサイクルを検討する必要性</u>	7
(1) 使用済製品のリサイクルの現状	
(2) 1年間に使用済みとなる小型電気電子機器の台数と有用金属含有量	
(3) 使用済小型電気電子機器の使用後のフロー	
(4) 海外におけるリサイクル制度化の動き	
(5) 小型電気電子機器リサイクルの検討必要性	
<u>5. 小型電気電子機器リサイクルの目的</u>	18
<u>6. 小型電気電子機器リサイクル実施の是非</u>	19
(1) 基本的考え方	
(2) 費用対効果分析	
<u>7. リサイクル制度の必要性</u>	21
(1) 基本的考え方	
(2) 先行事例の分析	
(3) リサイクル制度の必要性	
<u>8. リサイクル制度の在り方</u>	22
(1) 基本的考え方	
(2) 関係者の役割分担	
(3) 制度の内容	
(4) 課題	

1. 目指すべき方向性

循環型社会形成の推進は我が国の目指すべき方向性である。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、循環型社会は「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されており、使用済製品に含まれる有用金属（資源として価値のある金属）のリサイクルは循環型社会形成推進の観点から重要である。

資源循環の範囲としては、循環型社会形成推進基本計画の理念を踏まえれば、環境保全上問題がなく経済的に優位性を持つ場合には、国際資源循環を否定するものではない。特に、有用金属の場合はその特性から国際循環も視野に入れるべきだが、以下の観点から国際循環を補完的なものと位置付ける。

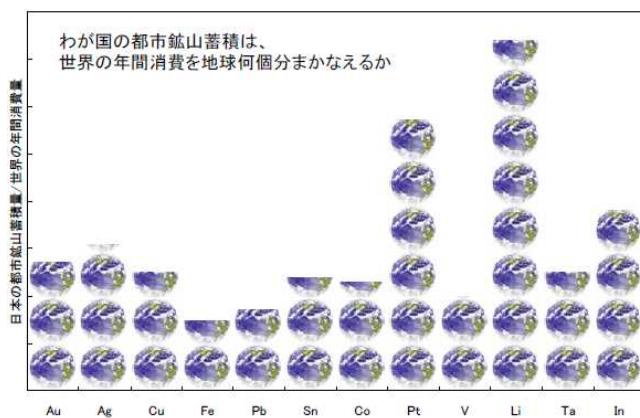
- ・アジア地域で大気汚染、海洋汚染、温暖化など越境する環境問題が顕在化しており、さらに食品や日用品などをアジアより輸入している現状を踏まえれば、現地の污染防治が我が国の利益になることから、アジアスケールでの污染防治が重要。日本は高い技術力をもって、アジア全体のリサイクル技術の底上げをしていく必要がある。まずは、現時点で高い技術を持つ日系静脈産業が、アジアで中心的役割を果たすべく、国内でノウハウを蓄積することが重要。
- ・資源価格の変動等により使用済製品の海外での需要が減少した場合に、国内静脈産業が十分に機能していなければ、廃棄物が国内に溢れることになる。

なお、小型電気電子機器からの有用金属のリサイクルにおいては、製造業における国際水平分業が進展した状況に鑑みれば、必ず回収した金属を国内で製品に再生利用るべきというものではない。

2. 現状認識、課題把握

図 1 に示すとおり、我が国は世界有数の都市鉱山（使用済製品に含まれる有用金属を鉱石に見立てたもの）を有するとの計算結果が存在する。しかし、表 1 に示すとおり、現状として金属系廃棄物の循環利用量は十分ではなく、一般廃棄物については 48.8 万 t / 年（発生量の約 30%）、産業廃棄物については 26.5 万 t / 年（同約 3%）が最終処分されており、循環型社会形成の観点から金属系廃

棄物の更なる循環利用が求められる。



出典：(独) 物質・材料研究機構：平成 20 年 1 月 11 日プレスリリース資料

図 1 世界の年間消費量とわが国の都市鉱山との比較

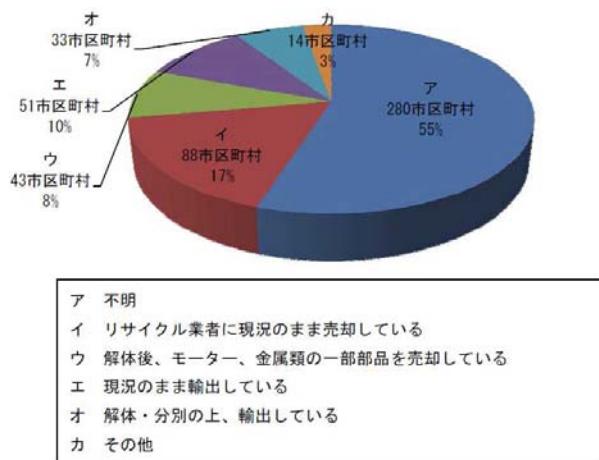
表 1 金属系廃棄物の循環利用量の推計結果（平成 20 年度）（千 t/年）

	一般廃棄物	産業廃棄物
発生	1,549	8,766
循環利用量	1,059	8,501
直接	177	4,066
処理後	883	4,435
減量化量(自家処理)	1	0
最終処分量	<u>488</u>	<u>265</u>
直接最終処分	<u>106</u>	<u>61</u>
処理後最終処分	<u>382</u>	<u>205</u>

※「直接最終処分」とは処理施設を経由せずに、直接埋立処分されるものであり、「処理後最終処分」とは処理施設の中間処理により排出された処理残渣物のうち、埋立処分されるものである。

出典：環境省：平成 22 年度廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用量実態調査編）：平成 23 年 3 月に基づき作成

一方、そのような有用資源が不用品回収業者等を経由して海外に流出している可能性も指摘されている（図 2 参照）。さらに、海外において不適正に処理されている事例も報告されており、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減の観点から課題となっている。



出典：環境省：不用品回収業者に関する調査結果について（お知らせ）：平成23年5月23日

図2 不用品回収業者における不用品の販路等の捕捉状況

資源制約の観点からは、有用金属は産出国の偏在性が高い鉱種も多く、中国のレアアースの輸出枠制限の例にみられるように、主要生産国の輸出政策の変更の影響を大きく受ける状況にある（表2、表3参照）。また、近年非鉄メジャー各社による大型のM&Aが進められ、生産者の寡占化が進展しており、中国国内では、レアアースにおいて環境対応や生産調整を目的とした事業者の再編が政府主導で実施されている。このように、資源確保の観点から、資源供給の偏在性と寡占性への対応の必要性が高まっている。

表2 非鉄金属資源の産出国の偏在性

	資源の上位産出国（2009年）				上位三カ国の合計シェア
レアアース	①中国 97% ②インド 2% ③ブラジル 0.5%				[99%]
リチウム	①チリ 41% ②豪州 24% ③中国 13%				[78%]
バナジウム	①中国 37% ②南アフリカ 35% ③ロシア 26%				[98%]
タンクステン	①中国 81% ②ロシア 4% ③カナダ 3%				[88%]
白金	①南アフリカ 79% ②ロシア 11% ③ジンバブエ 3%				[93%]
インジウム※	①中国 50% ②韓国 14% ③日本 10%				[74%]
モリブデン	①中国 39% ②米国 25% ③チリ 16%				[80%]
コバルト	①コンゴ民 40% ②豪州 10% ③中国 10%				[60%]
マンガン	①中国 25% ②豪州 17% ③南アフリカ 14%				[56%]
ニッケル	①ロシア 19% ②カナダ 13% ③インドネシア 13%				[45%]
銅	①チリ 34% ②米国 8% ③ペルー 8%				[50%]
亜鉛	①中国 25% ②ペルー 13% ③豪州 12%				[50%]
鉛	①中国 43% ②豪州 13% ③米国 10%				[66%]

出典：Mineral Commodity Summaries 2010

表3 非鉄金属資源の埋蔵と我が国の輸入に関する偏在性

	上位埋蔵国*	上位三カ国シェア	上位輸入先国***	上位三カ国シェア
レアース	①中国 36%、②旧ソ連圏 19%、③アメリカ 13% 【68%】		①中国 89%、②フランス 5%、③旧ソ連圏 4% 【98%】	
リチウム	①チリ 76%、②アルゼンチン 8%、③オーストラリア 6% 【90%】		①チリ 72%、②アメリカ 21%、③中国 5% 【98%】	
バナジウム	①中国 38%、②ロシア 35%、③南アフリカ 23% 【99%】		①南アフリカ 34%、②中国 33%、③韓国 15% 【82%】	
タンクスティン	①中国 64%、②カナダ 9%、③ロシア 8% 【81%】		①中国 86%、②アメリカ 4%、③韓国 4% 【94%】	
白金	①南アフリカ 89%、②ロシア 9%、③1% 【99%】		①南アフリカ 72%、②イスラエル 10%、③ドイツ 5% 【87%】	
インジウム	①中国 73%、②ペルー 3%、③アメリカ 2% 【78%】		①韓国 6.2%、②中国 1.8%、③台湾 8% 【78%】	
モリブデン	①中国 38%、②アメリカ 31%、③チリ 13% 【82%】		①チリ 45%、②アメリカ 16%、③メキシコ 10% 【71%】	
コバルト	①コンゴ民主共和国 52%、②オーストラリア 23%、③キューバ 8% 【83%】		①フィンランド 32%、②カナダ 17%、③オーストラリア 16% 【65%】	
マンガン	①ウクライナ 26%、②南アフリカ 24%、③オーストラリア 1% 【66%】		①南アフリカ 36%、②中国 28%、③オーストラリア 26% 【90%】	
ニッケル	①オーストラリア 37%、②ニューカレドニア 10%、③ロシア 9% 【56%】		①インドネシア 47%、②フィリピン 16%、③ニューカレドニア 10% 【73%】	
銅	①チリ 30%、②ペルー 12%、③メキシコ 7% 【49%】	(銅鉱石)	①チリ 36%、②インドネシア 21%、ペルー 16% 【73%】	
		(銅地金)	①チリ 69%、②ペルー 17%、③インドネシア 3% 【89%】	
亜鉛	①中国 17%、②オーストラリア 11%、③ペルー 10% 【38%】	(亜鉛鉱石)	①オーストラリア 34%、②ポリビア 23%、③ペルー 22% 【38%】	
		(亜鉛地金)	①ナミビア 49%、②ペルー 35%、③カナダ 7% 【91%】	
鉛	①オーストラリア 30%、②中国 15%、③アメリカ 10% 【55%】	(鉛鉱石)	①オーストラリア 45%、②アメリカ 37%、③ポリビア 20% 【55%】	
		(鉛地金)	①ペルー 19%、中国 2% 【21%】	

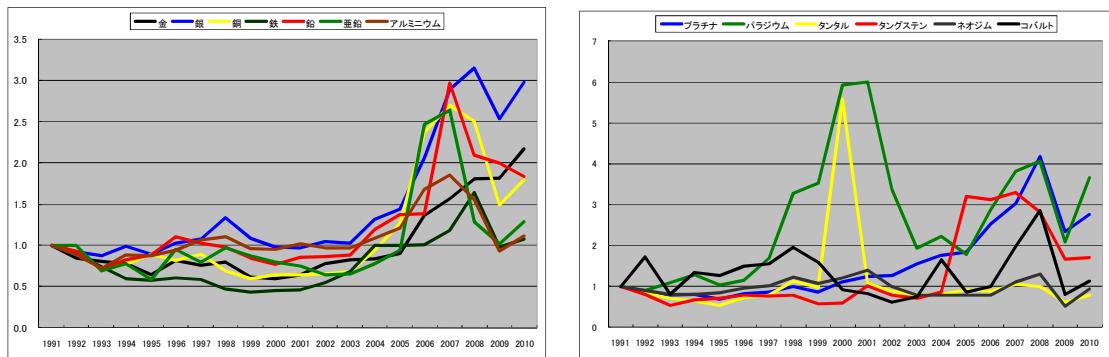
出典：U. S. Geological Survey, Mineral Commodity Summaries, 2010、日本貿易月表 2008 年 12 月号、貿易統計

このような状況を受け、米国（全米科学アカデミー）では、戦略的に重要な鉱物資源として、銅・マンガン・ガリウム・インジウム・ニオブ・タンタル・リチウム・チタン・バナジウム・レアース・白金族をクリティカルミネラルと定義している。EUでは、2011年2月に欧州委員会が公表した「Tackling the challenges in Commodity markets and on Raw materials」において、アンチモン・ベリリウム・コバルト・萤石・ガリウム・ゲルマニウム・グラファイト・インジウム・マグネシウム・ニオブ・白金族・レアース・タンタル・タンクスティンの14の鉱物が Critical Raw Materials と位置づけられている。これらの鉱物確保のための方策として、資源外交や探鉱開発、使用済電気電子機器のリサイクル等が提案されている。

国連環境計画（UNEP）では2007年11月に「持続可能な資源管理に関する国際パネル」を設置し、パネルの作業部会の1つとして、「Global Metals Flow」を設置し、金属の社会蓄積量、金属の将来需要シナリオ、金属のリサイクル率、金属が環境に及ぼす影響、地質学的な金属の蓄積量、重金属と金属政策オプションについて順次レポートを作成中である。各金属について、どの程度の時間軸にて供給が危機的状況になるか、今日の金属使用は持続可能であるか、持続可能でない場合は、どのような政策オプションが示唆されるか等について今後報告される予定となっている。

金属価格については、図3に示すとおり、ベースメタル、貴金属はここ20年で見ると価格が上昇傾向にあり、リーマンショック（2008年9月）後の下落はあるものの、特に近年の上昇は著しい。レアメタルも上昇傾向にあるが、ベー

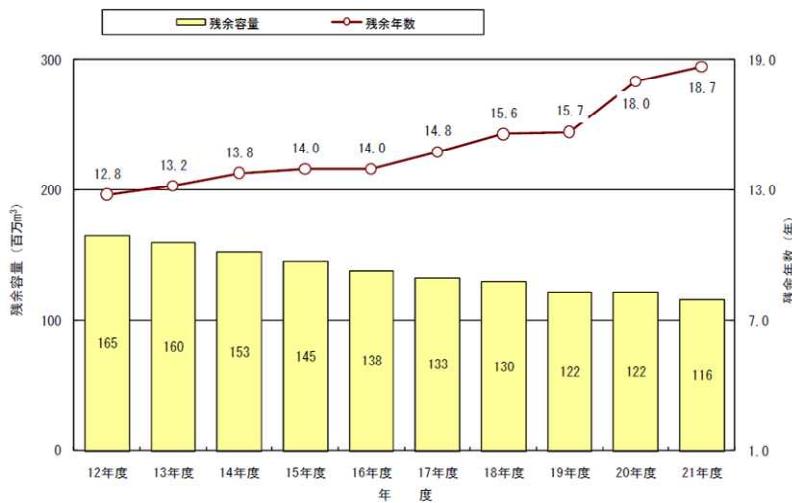
スメタル、貴金属と比較すると乱降下する鉱種もある。例えばタンタルは2000年にIT需要を背景に価格が暴騰しているが、パソコン、携帯電話の普及によりコンデンサ向けのタンタルの需要が急増したこと等が原因とされている。有用金属のリサイクルを検討する際には、金属資源の価格が変動することを前提に考える必要がある。



※1991年の価格を1として各鉱種の価格の変動を示したもの

図3 金属価格の変動

環境制約の観点では、図4に示すとおり、最終処分場の残余年数は近年増加しているものの、残余容量は減少が続いている、依然として逼迫しており、廃棄物のさらなる排出削減が求められている。



出典：環境省：日本の廃棄物処理（平成21年度版）

図4 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（一般廃棄物）

また、表4に示すとおり、現時点では使用済製品中には鉛等の有害物質が含

有されているものもあり、現在有害でないとされている化学物質であっても、今後有害とされる化学物質が使用済製品中に含まれていることも考えられる。これらの使用済製品の廃棄物処理に伴う環境リスク管理に配慮が必要である。

表4 使用済製品中の含有が考えられる鉱種

品目	鉱種
小型家電	Be, V, Cr, Mn, Fe, Co, Ni, Cu, Zn, As, Se, Br, Mo, Ru, Ag, Cd, Sb, Te, Cs, Ba, Ta, Ti, Pb, Bi, Hg ^{*1}
家電4品目	Hg, As, Sb Pb ^{*2} Zn, Sn, Cd, Cr, Sb ^{*3}
自動車	Li, Ni, Co, Nd, Dy, Pt, Pd, Rh, Cr, Mn, Ni, V, Co, W, Mo, Ga, Ta, Ti, Zr, Nb, In ^{*4}

出典：

- ※1 「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」環境管理ワーキンググループ資料
- ※2 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会（第7回）「特定家庭用機器廃棄物の適正処理について（取りまとめ案）」
- ※3 環境省「リサイクル制度の体系化・高度化推進検討調査」（平成20年）
- ※4 環境省「使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査」（平成22年）

さらに、資源採掘時には、岩石、土砂を含めた廃棄物の発生やエネルギー消費等、多数の物質・資源が関与しており、資源採取時の環境影響にも配慮が必要となる。表5に示すとおり、資源採取時の潜在的な環境負荷を表すものとして物質1t入手するために採掘した鉱石、岩石、土砂等の総量を示す関与物質総量（TMR）の研究等が行われている。

表5 金属の関与物質総量（TMR）

鉱種名	TMR(t/t)	鉱種名	TMR(t/t)
Fe	8	Li	1,500
Al	48	Co	600
Zn	36	Pt	520,000
Pb	28	Pd	810,000
Cu	360	In	4,500
Ag	4,800	Nd	3,000
Au	1,100,000	Dy	9,000
		Ta	6,800
		W	190

出典：NIMS-EMC 材料情報環境データ No.18 概説資源端重量（片桐 望、中島謙一、原田幸明：2009年3月）

3. 検討の方向性

2の現状認識や課題整理を踏まえると、特に以下の点への対応について検討する必要がある。

- ・使用済製品に含まれる有用金属がリサイクルされずに最終処分場に埋め立てられること
- ・環境上の問題を惹起する不適正なリサイクルに繋がる海外流出が行われること

資源制約の課題、環境制約の課題に対応し、循環型社会の形成を推進するため、有用金属を含む使用済製品のリサイクルが重要であるが、リサイクルにより循環型社会形成が推進される他にも、以下のような効果があると考えられる。

- ・資源制約が進むなか、リサイクルが有用金属の安定供給の一助となり、またリサイクルシステムを有することが資源生産国の貿易政策や供給調整に対する牽制となる。
- ・最終処分量が減少し、最終処分場が延命化される。
- ・リサイクル工程の中で有害物質（今後有害性が判明する化学物質を含む。）が適切に処理されることになり、環境影響の改善効果（大気・水域・土壤等を通じた生態系への有害物質の曝露量の減少等）や健康影響の改善効果（人体への有害物質の曝露量の減少等）が期待される。
- ・天然資源使用量を削減することで、地球に与える環境負荷（関与物質総量(TMR)）を削減できる。

このため、あらゆる使用済製品についてリサイクルがなされることが理想的であるが、全ての使用済製品のうち、既存法制度の枠内で既にリサイクルが進んでいるもの、自主的な取組により既にリサイクルが進んでいるものを把握し、どの範囲でリサイクルを検討する必要があるのかについて整理する必要がある。

4. 小型電気電子機器のリサイクルを検討する必要性

(1) 使用済製品のリサイクルの現状

循環型社会形成推進のため、使用済製品に含まれる有用金属のリサイクルが必要であるが、法制度やガイドラインに基づく自主的な取組により、既にリサイクルが進んでいる製品分野が存在する。また、特別なリサイクルの枠組みが

なく、通常の一般廃棄物・産業廃棄物として処理される場合でも、素材を構成する有用金属の鉱種次第では、一般的な市町村や産業廃棄物処理業者の施設で一定のリサイクルが可能となる製品も存在する。市町村における有用金属の回収状況を表6に、それを踏まえた製品分野別の有用金属のリサイクルの状況を表7に示す。

表6 市町村における有用金属の回収状況

金属	回収割合
鉄	66.8%
銅	21.7%
銀	4.0%
金	4.6%
アルミ	52.9%
ステンレス	16.5%
レアメタル	2.6%

※回収割合とは自治体数の割合（回答自治体数 1,748 自治体）

出典：環境省アンケート結果（平成22年度実施）

表7から、製品分野別にみると、個別リサイクル法もしくは産業構造審議会品目別リサイクルガイドライン等に基づく自主的取組による回収・リサイクルのスキームが存在する製品については、回収ルートの確立及び一定水準の金属回収が行われている。一方、そのようなスキームがない製品のうち、事業用・産業用の製品の多くは、販売業者や解体業者による引取ルートが一定程度存在すること、大型の製品が多く金属としての資源価値も比較的高いこと等から、金属スクラップもしくは産業廃棄物として経済合理性を有する範囲での金属回収が行われている。他方、自治体で収集・処理されているもののうち、鉄・アルミニウムが主たる構成素材である製品については、自治体でも一定程度の金属回収が行われている。以上を踏まえれば、小型電気電子機器（家電リサイクル法の対象品目以外の全ての電気電子機器。ただし、パソコンと携帯電話については法制度及び自主的な取組により一定のリサイクルがなされている）については市町村等の施設で回収される鉄とアルミニウムを除けばリサイクルが進んでおらず、特に回収技術が確立されているベースメタルや貴金属の回収が課題となる製品分野のひとつであることが分かる。鉱種別にみると、製品横断的にレアメタルのリサイクルが課題となるが、回収技術が確立されておらず経済的なリサイクルができない鉱種も多く、リサイクルの是非については慎重に判断するべきである。

表7 金属を含む主な使用済製品からの有用金属のリサイクルの現状

		排出量	現行スキーム				金属含有・リサイクル状況					
			法制度	産業構造審議会ガイドライン	その他の自主取組		鉄	アルミ	を除くベースメタル(アルミ)	貴金属	レアメタル	回収・リサイクル等の状況
電気電子機器	◎：100万㌧超 ○：10～100万㌧ [△] ：10万㌧未満	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	◎：主たる構成素材、○：補助的構成素材、△：希に含有
家電四品目												一定程度リサイクルされていると想定
パソコン		△		●	●		◎	○	○	○	○	資源有効利用促進法に基づき回収。鉄・アルミ・銅・基板等をリサイクル
複写機		△			●		◎	○	○	○	○	メーカーが自動的に回収。部品リユースや鉄・アルミ・銅・基板等をリサイクル
携帯電話		△			●		○	○	○	○	○	MRNにおいて自動的に回収。基板等に含まれるベースメタル・貴金属を中心にリサイクル
その他の電気電子機器		○			△ ¹		○	○	○	○	○	自治体収集分については、鉄・アルミ等が一部回収されたのち、多くは埋立地処分
容器	スチール缶	○	△ ²		●		◎	○				自治体で資源ごみ回収、事業所等で分別回収されたのち、鉄をリサイクル
アルミ缶	○	△ ²		●			◎					自治体で資源ごみ回収、事業所等で分別回収されたのち、アルミをリサイクル
エアゾール缶	△	△ ²		●		◎	○					多くは自治体で資源ごみ・不燃ごみ等として回収され、製鉄・アルミ原料等としてリサイクル
輸送機械	自動車	◎	△ ³		●		◎	○	○	○	○	解体事業者・破砕事業者において主に鉄・アルミ・鋼等を回収。追ガス用熱交換器から貴金属を回収。基板は一部リサイクル。ASR、エアバッグ、フロン類は自動車リサイクル法に基づきリサイクル・適正処理
オートバイ・原動機付き自転車	△			●			◎	○	○			多くは販売店を通じて回収され、二輪車メーカーの構築する二輪車リサイクルシステムで鉄・アルミ・鋼等をリサイクル
自転車	△			●			◎	○				多くは粗大ごみや放置自転車として自治体が回収。鉄・アルミ等をリサイクル
船舶・鉄道・航空機等	△				●		◎	○	○	○	○	排出元で解体業者により解体され、鉄・アルミ・鋼等をリサイクル。プリント基板等については、業界団体によるリサイクルシステムがあり。
ガス・石油機器	ガスこんろ、ガス・石油ストーブ等	○			●		◎	○	○			多くは自治体で粗大ごみ等として回収。金属含有率の高い製品は民間業者との引渡しにより鉄・アルミ・鋼等をリサイクル。その他の製品は自治体で鉄・アルミ等をリサイクル。
	ガス湯沸器、石油給湯機、ガスふろがま等	△			●		◎	○	○			多くは住設工事業者等経由で回収され、鉄・アルミ・鋼等をリサイクル。
生活用品	金属製家具	○			△ ⁴		◎	○	△			家庭用の多くは粗大ごみ等として自治体が收集し、鉄・アルミ等をリサイクル。オフィス家具については、鉄スクラップ業者等により回収され、鉄・アルミ等がリサイクル
	なべ・やかん等	?					◎	○	△			多くは不燃ごみ等として自治体が收集し、鉄・アルミ等をリサイクル
土木・建設資材	電線	○			●		○	○	◎			電力・通信用は電線メーカーにより回収。建設用は新築・解体時に分別。いずれも、銅・アルミをリサイクル
建設資材	建設資材	◎			●		◎	○				多くは解体時に分別され、鉄・アルミ等をリサイクル
産業用機械	建設機械	△					◎					建設機械販売業者や廃産処理業者が回収。解体され、再使用可能な部品は中古品としてリユースし、鉄はリサイクル
	農業機械	?					○	○				多くは販売店を通じて回収され、製品リユースもしくは鉄・アルミ等をリサイクル
	自動販売機・ATM等	○			△ ⁵		○		○	○	○	飲料メーカーや医療事業者により回収され、鉄・アルミ・鋼・基板等をリサイクル
	ぱちんこ遊技機等	△			●		○		○	○	○	多くはメーカーにより回収され、部品リユースが行われたあと、鉄・アルミ・基板等をリサイクル
	医療機器（X線装置、MRI等）	?					○	○	○	○	○	メーカー・ディラーの下取りにより、産業廃棄物取扱業者で鉄・アルミ・鋼・基板等を回収。中古品としてリユースされるものも多い
	超硬工具	△								◎		工具メーカー等により一部回収。回収されたものからタングステン、コバルトをリサイクル
	その他産業機器・生産設備等	?					○	○	○	○	○	排出元で解体業者により解体もしくは鉄・非鉄スクラップ業者により回収され、鉄・アルミ・銅・基板等がリサイクル
その他	乾電池	△			●		○		○		○	多くは自治体で回収し、水銀の再生処理業者にて鉄・亜鉛・水銀をリサイクル
	小形二次電池	△			●	●	○		○		○	資源有効利用促進法に基づき回収。ベースメタル・レアメタル等を中心で電池材料・特殊鋼原料等をリサイクル
	自動車用バッテリー	○			●				◎			販売店を通じて回収。ベースメタル等を中心で電池材料等へリサイクル
	その他（その他工具、ゴルフクラブ等）	?					○	○	○		△	多くは不燃ごみとして自治体が收集し、鉄・アルミ等をリサイクル

(2) 1年間に使用済みとなる小型電気電子機器の台数と有用金属含有量

小型電気電子機器を家電リサイクル法対象品目以外の全ての電気電子機器と捉え既存統計を参考に整理すると 96 品目が対象となる。

まず、1年間に使用済みとなる小型電気電子機器に含まれる有用金属の量を整理することで、リサイクルによるインパクトを把握する必要があるが、使用済台数の統計データは存在しない。そこで、使用済台数の推計が必要となるが、基本的には統計データの存在する出荷台数と平均使用年数から使用済み台数を推計する方法を採用している。

1年間に使用済となる使用済小型電気電子機器の台数・重量とそこに含まれる有用金属含有量の推計結果を表 8 に示すが、重量は 65.1 万トンとなり、平成 20 年度の一般廃棄物最終処分量と産業廃棄物最終処分量の合計の 0.850% に相当する。また、1年間に使用済みとなる小型電気電子機器に含まれる有用金属の 96 品目の合計量は、重量ベースで 27.9 万トン、金額ベースで 844 億円となる。国内需要量に占める割合では表 9 に示すとおりで、鉱種別にはタンタル 9.4%、金 6.4%、銀 3.7%などが多くなっている。なお、表 9 では法制度及び自主的な取組により一定のリサイクルがなされている携帯電話とパソコンについては、内数で表示している。

このように、資源確保や廃棄物対策の観点から見て、小型電気電子機器は一定のインパクトを与えるポテンシャルを有していると考えられる。

表 8 1年間に使用済みとなる小型電気電子機器の台数・重量と有用金属含有量

分類	品目	台数(台)	重量(t)	有用金属含有量※	
				重量(t)	金額(万円)
電気機械器具	電子レンジ	3,529,000	43,160	22,205	120,557
	炊飯器	6,180,333	21,792	7,871	124,971
	ジャー・ポット	5,627,333	11,577	5,436	32,399
	食器洗い乾燥機	343,667	6,319	2,786	26,243
	電磁調理器卓上型	167,667	608	250	7,758
	換気扇	7,120,333	19,082	16,029	90,003
	空気清浄機	1,790,333	8,292	546	8,785
	加湿器	1,174,667	2,701	320	3,254
	除湿機	657,000	6,430	567	14,314
	扇風機	2,010,000	8,295	3,022	16,616
	電気掃除機	5,559,667	13,994	1,234	61,620
	電気かみそり	8,108,000	1,541	420	11,167
	家庭用生ごみ処理機	118,333	1,282	808	5,159
	ジューサーミキサー	530,667	475	248	4,895
	コーヒーメーカー	1,317,667	2,043	524	5,753
	トースター	3,144,667	5,821	4,547	19,874
	ホットプレート	1,650,000	6,659	866	4,077
	電動歯ブラシ	1,791,000	215	2	891
	携帯用電気ランプ	490,630	142	0.09	0.62
通信機械器具	電気ストーブ	734,667	1,690	791	10,094
	電気カーペット	1,415,000	6,505	673	14,882
	ヘアドライヤー	4,456,333	2,406	679	8,721
	電気アイロン	2,179,333	4,339	770	25,467
	家庭用ミシン	1,272,275	9,811	7,600	33,996
	電話機	3,991,933	2,816	417	61,789
	ファクシミリ	2,185,569	7,489	1,932	62,815
	携帯電話	40,157,667	5,622	1,601	1,063,230
	公衆用PHS端末	1,507,000	126	55	35,985

分類	品目	台数(台)	重量(t)	有用金属含有量※	
				重量(t)	金額(万円)
電子機械器具	ラジオ放送用受信機	2,265,667	725	229	13,924
	ビデオテープレコーダ(セット)	4,604,333	13,491	6,449	95,090
	DVD-ビデオ	6,200,000	21,576	15,253	460,191
	BDレコーダ/プレーヤ	59,222	211	164	2,496
	ビデオカメラ(放送用を除く)	1,503,333	421	79	52,604
	プロジェクタ	392,504	2,576	1,040	18,543
	ビデオプロジェクション	40,333	265	107	1,905
	BS/CSアンテナ	737,333	1,078	945	5,263
	CS専用アンテナ	110,000	161	141	785
	CSデジタルチューナ	715,000	1,202	892	16,383
	地上デジタルチューナ	45,444	11	3	347
	ケーブルテレビ用STB	244,389	306	221	3,803
	デジタルオーディオプレーヤ(フラッシュメ	5,095,000	408	202	37,484
	デジタルオーディオプレーヤ(HDD)	908,000	154	73	10,414
	テッキ除くテープレコーダ	5,454,667	976	50	77,018
	MDプレーヤ	239,000	27	9	3,451
	ステレオセット	1,739,333	16,785	6,647	342,112
	CDプレーヤ	671,000	218	8	7,216
	ICレコーダ	925,000	47	12	5,478
	アンプ	297,333	3,100	2,264	18,521
	スピーカシステム	291,667	316	45	754
	ヘッドホン及びイヤホン	6,123,000	855	105	3,445
	カーナビゲーションシステム	3,403,333	5,581	3,136	133,897
	カーカラーテレビ	1,137,000	887	489	8,986
	カーダVD	168,667	228	121	1,564
	カーステレオ	906,667	1,106	589	8,122
	カーコードプレーヤ	6,500,667	8,191	4,354	58,859
	カーメディア	281,000	520	271	2,942
	カーアンプ	723,667	2,091	1,075	9,381
	カースピーカ	23,559,333	44,763	23,319	249,470
	カーチューナ	532,000	649	346	4,766
	カーラジオ	899,667	1,098	585	8,059
	VICSユニット	202,333	94	77	3,472
	ETC車載ユニット	2,917,000	321	168	11,214
	デジタルカメラ	10,507,667	2,312	582	286,659
電子計算機	PC(デスクトップ型)	5,013,000	40,906	20,910	1,584,337
	PC(ノートブック型)	6,696,000	13,995	2,959	1,176,312
	モニター(電子計算機用)	5,385,333	28,758	14,351	147,770
	プリンタ	5,638,667	56,499	30,088	553,846
	フォトプリンター	135,114	132	72	2,562
電球・電気照明	電球	735,308,674	32,989	1,488	5,163
	電気照明器具	59,754,277	77,066	41,460	449,342
光学機械器具	カメラ	91,057	37	5	791
	時計	82,431,127	12,384	2,247	87,251
ゲーム機	据置型ゲーム機	3,616,667	10,995	3,423	347,144
	携帯型ゲーム機	9,606,667	1,921	444	48,839
事務用機器	電卓	7,706,500	786	13	12,122
	電子辞書	2,567,000	343	15	14,431
医療機器	家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置	3,723,065	14,706	829	50,231
	家庭用電気・光線治療器	3,270,711	2,944	166	10,055
	家庭用磁気・熱療法治療器	87,718	395	22	1,348
	家庭用吸入器	145,773	101	14	299
	家庭用医療用物質生成器	327,325	1,015	57	3,466
	補聴器	418,014	13	1	70
	電子体温計	10,276,502	256	20	1,433
	電子血圧計	3,980,148	1,146	152	10,394
	電子キーボード	596,064	2,733	337	1,055
	電子ギター	493,235	1,726	302	2,552
楽器	ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)	276,126	9	2	96
	ハイテク系トレンドトイ	852,323	177	26	358
電動工具	電気ドリル(電池式も含む)	2,731,000	5,805	3,075	32,744
	電気のこぎり	969,000	2,060	1,091	11,618
	その他の電動工具	2,933,000	6,235	3,302	35,165
付属品	リモコン	428,635	73	2	1,247
	キーボードユニット	36,879	36	8	61
	ゲーム用コントローラ	363,990	122	16	1,174
	プラグ・ジャック	111,638	9	6	466
	ACアダプタ	1,168,568	187	150	2,343
合計		1,156,751,096	650,539	279,299	8,436,025

※ここでは、Fe、Cu、Al、Pb、Zn、Ag、Au、Sb、Ta、W、Nd、Co、Bi、Pdについて推計している。

表9 使用済小型電気電子機器中の有用金属含有量と国内需要量の比較

	国内需要量 (トン)	小型電気電子機器					
		携帯電話		パソコン		量(トン)	対内需
量(トン)	対内需	量(トン)	対内需	量(トン)	対内需		
鉄(Fe)	94,291,000	230,105	0.2%	418	0.0%	16,845	0.0%
アルミニウム(Al)	4,002,000	24,708	0.6%	50	0.0%	3,914	0.1%
銅(Cu)	1,763,000	22,789	1.3%	1,001	0.1%	2,730	0.2%
鉛(Pb)	251,000	740	0.3%	19	0.0%	220	0.1%
亜鉛(Zn)	489,000	649	0.1%	44	0.0%	70	0.0%
銀(Ag)	1,870	68.9	3.7%	10.5	0.6%	21.1	1.1%
金(Au)	166	10.6	6.4%	1.9	1.2%	4.5	2.7%
アンチモン(Sb)	7,666	117.5	1.5%	2.3	0.0%	43.5	0.6%
タンタル(Ta)	360	33.8	9.4%	3.2	0.9%	14.9	4.1%
タングステン(W)	4,000	33.0	0.8%	27.1	0.7%	1.1	0.0%
ネオジム(Nd)	7,000	26.4	0.4%	18.9	0.3%	—	—
コバルト(Co)	16,260	7.5	0.0%	2.2	0.0%	—	—
ビスマス(Bi)	682	6.0	0.9%	0.7	0.1%	0.8	0.1%
パラジウム(Pd)	131	4.0	3.1%	0.5	0.4%	2.1	1.6%

※「—」は、データがないため算定していないことを示す（含有なしを意味するものではない）。

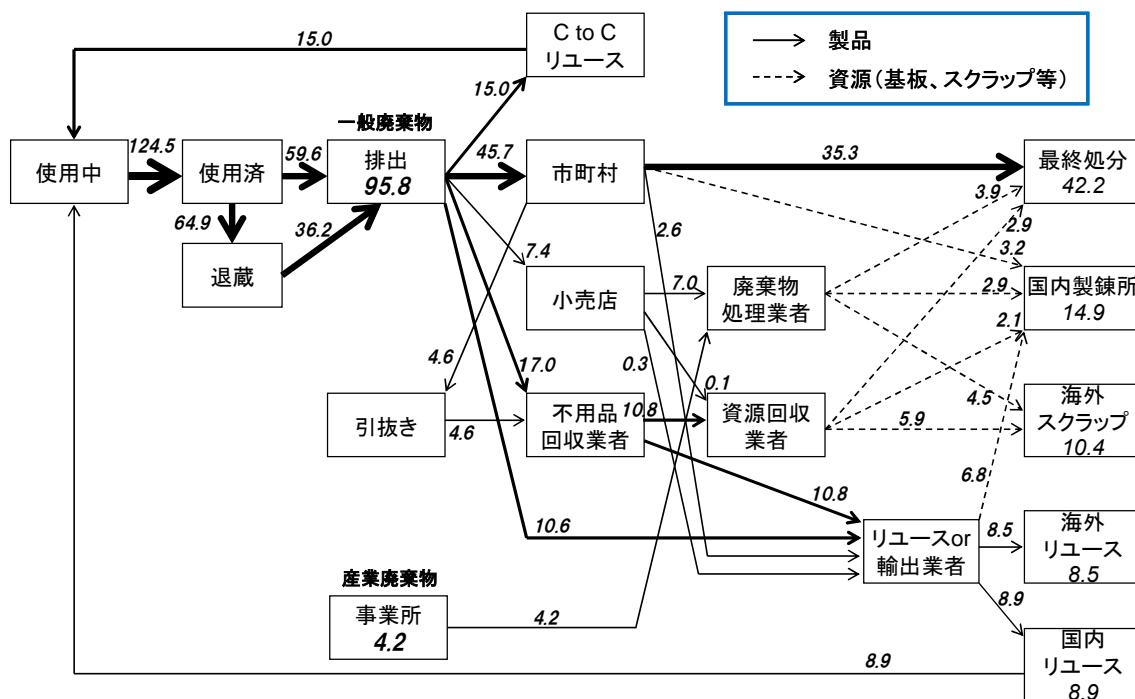
パソコンにはデスクトップ型パソコン、ノート型パソコンを含む。

出典：<国内需要量> 2008年の国内需要量 ((独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構：鉱物資源マテリアルフロー2009) <小型電気電子機器>2011年における小型電気電子機器の潜在的回収可能台数に占める有用金属含有量（有用金属含有量推計結果）

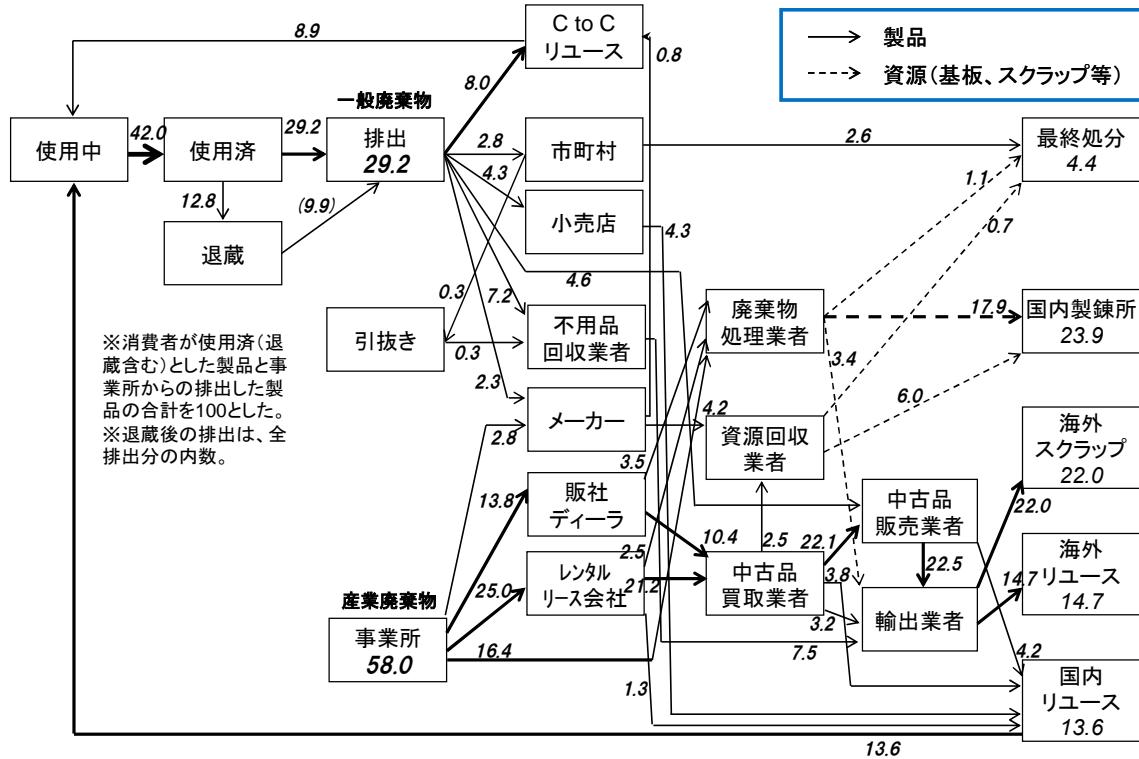
（3）使用済小型電気電子機器の使用後のフロー

小型電気電子機器が使用済みとなった後のフローを図5に示す。

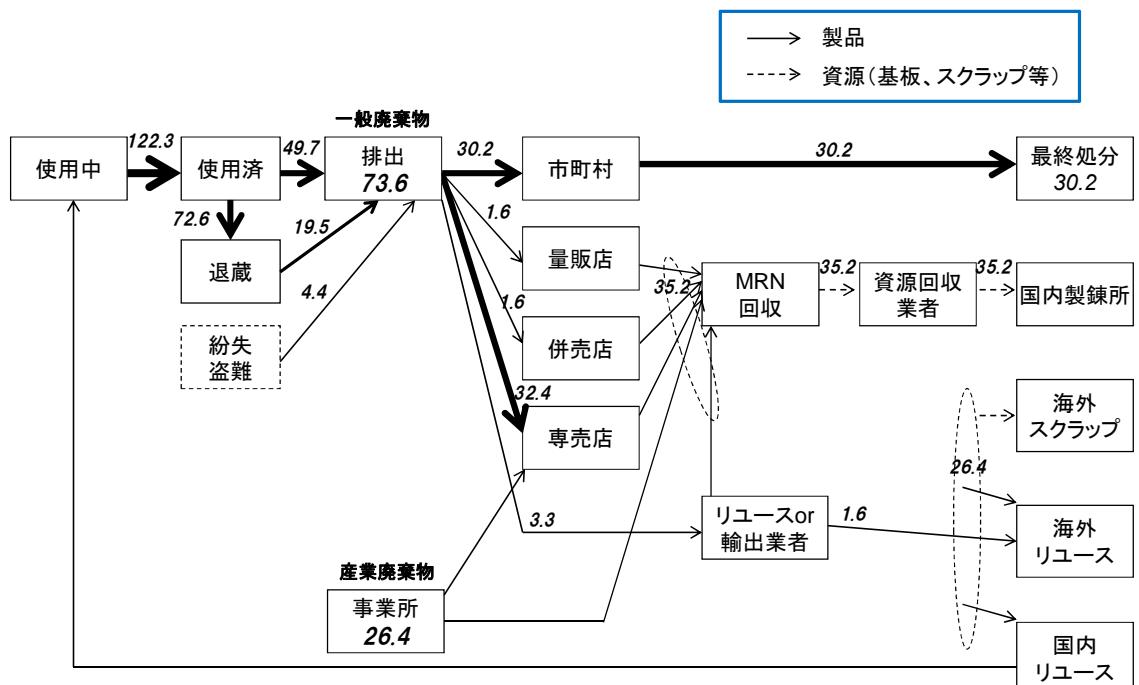
<パソコン、携帯電話、カーナビゲーションを除く小型電気電子機器>



<パソコン>



<携帯電話>



<カ一用品>

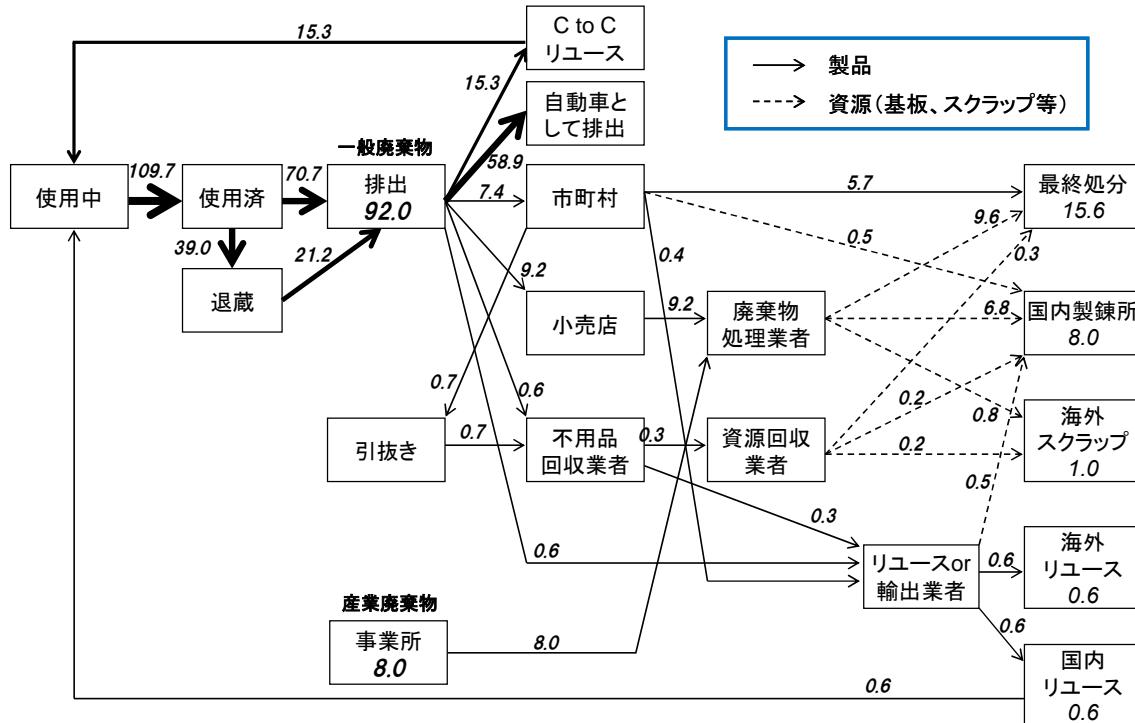


図 5 使用済小型電気電子機器のフロー推計

表 10 使用済小型電気電子機器の退蔵実態

品目	退蔵割合 %	品目	退蔵割合 %
小型電気電子機器付属品(リモコン、キーボード、マウス、モデム、ゲーム用コントローラ、プラグ、ACアダプタ、延長用コード等)	60.6	電気毛布	16.8
時計(腕時計、置き時計、掛け時計等)	59.6	電気カーペット	16.2
携帯電話・PHS	52.7	電気アイロン	14.9
ビデオ・DVDプレイヤー・レコーダ(再生機能のみ、録画機能付のものを含む)	39.9	体脂肪計・体重計	14.2
電気調理器(電気圧力鍋、電気ジャーポット、揚げ物器、ホームベーカリー、精米器、ミキサー、コーヒーメーカー・コーヒーミル及びティーメーカー・トースター、ホットプレート等)	35.9	パソコン用モニター	12.9
懐中電灯	34.6	電気炊飯器(電気がま)	12.9
電気照明器具	34.2	電子辞書	12.2
電気美容機器(電気かみそり、ドライヤー、電動歯ブラシ、その他の電気美容機器)	33.7	固定電話機・FAX	11.8
カメラ(デジタルカメラ以外のその他のカメラ)	31.6	布団乾燥機	11.4
携帯音楽プレーヤー・デジタルオーディオプレーヤー、テープレコーダー、MDプレーヤー、CDプレーヤー)	31.5	アンテナ	10.0
電卓	30.7	電子キーボード	9.9
据置型ゲーム機	30.0	電子玩具	9.7
ラジカセ・ステレオセット・スピーカ・アンプ	29.0	電動工具(電気ドリル、電気のこぎり等)	9.6
ラジオ	28.4	換気扇(据付型を含む)	9.4
電球、蛍光ランプ	27.6	電子レンジ・オーブンレンジ	8.7
デジタルカメラ	26.1	チューナー	8.5
ノートブック型パソコン	24.1	カーナビゲーション機器(カーナビ(据付型のタイプ)、カーテレビ、カーブルTV、カーナビゲーター、カーラジオ、VICSユニット、ETC車載ユニット)	6.8
電気掃除機	23.3	ICLコード	5.5
携帯型ゲーム機	22.2	電気クッキングヒーター	5.4
空気清浄機・加湿器・除湿機	21.8	電気瞬間湯沸器(電気給湯器)	4.7
電気暖房機器(電気ファンヒータ等)	21.5	デジタルフォトフレーム	4.2
ビデオカメラ	21.5	食器洗い乾燥機・食器乾燥機	4.2
扇風機	21.0	電気ギター	4.1
ごたつ	20.9	スポンブルッサー	3.3
家庭用医療機器(電気マッサージ器、血圧計、電気体温計、吸入器、補聴器等)	20.7	カーナビ(外付け持ち運び可能なタイプ)	2.3
テスクトップ型パソコン	20.1	家庭用生ごみ処理機	1.7
プリンタ	18.3	プロジェクトタ	0.8
ミシン	16.9	タブレット型パソコン	0.7

使用済小型電気電子機器の使用後のフローについて整理すると、以下のとおりとなる。

- ・ 使用済小型電気電子機器の退蔵実態（表 10）より、携帯電話・PHS、携帯音楽プレーヤ等、比較的小型の場合、退蔵が多い。
- ・ 一般廃棄物及び産業廃棄物としての排出を 100 とした場合、消費者から使用済となるものは 124.5 となり、排出されるものと退蔵されるものはそれぞれ 59.6、64.9 となり、使用済となった小型電気電子機器の約半数は退蔵されている。また、消費者からの排出のうち退蔵からの除去は製品分類毎に差異があるものの全体では 36.2 であり、退蔵された製品は一定程度排出されている。
- ・ 使用済小型電気電子機器の消費者及び事業所から排出される割合はそれぞれ 95.8% と 4.2% であり多くが消費者から排出されている。小売店での下取りを含んでも産業廃棄物の割合は 1 割程度と推計される。
- ・ 市町村への排出が多く（45.7%）、その多く（35.3%）が最終処分されている。また、約 1 割程度がステーションから引き抜かれている。
- ・ 最終的に廃棄物処理業者、資源回収業者、リユース・輸出業者を経て、4 割程度が国内にてリユース・リサイクルされている（C to C リユースも含む）。
- ・ 一方、18.9% が海外にリユース目的またはスクラップとして輸出されており、フロー推計と併せて実施したヒアリング等によれば、そのうち不適正に輸出されているものも存在する。

以上のように、リサイクルされずに最終処分されるものや、不適正に海外に輸出されるものが存在する。

（4）海外におけるリサイクル制度化の動き

表 11 に示すとおり、海外では、電気電子機器を対象としたリサイクル制度の拡大の動きが見られる。欧州、韓国では、日本の家電リサイクル法対象の 4 品目に加え、その他の電気電子機器についてもリサイクル制度の対象となっている。欧州、韓国その他にインドでも廃電気電子機器（IT および遠距離通信機器や民生電気電子機器）に関して環境上適正な管理を保証するための法案の審議が行われている。一方、中国では日本の家電リサイクル法対象の 4 品目とパソコンに関して回収処理条例が施行された。国、地域によって制度の詳細は異なるものの、使用済製品のリサイクルの対象品目を検討する際には、こうした動きも踏まえる必要がある。

表 11 海外におけるリサイクル制度化の動き

	欧州WEEE指令	韓国 電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法律	中国 廃棄電気電子製品回収処理条例
背景・目的	電気・電子機器廃棄物の急増、前処理なしの埋立、焼却または再利用による環境リスクの高まりを背景に、生産者責任の拡張等による環境影響軽減を目的として欧州議会にて採択された。	「資源の節約と再活用促進に関する法律」により、当初は廃棄物預託金制度、その後、製造業者に使用済製品の回収・リサイクルの責任を負わせる生産者責任制度を導入した。廃電気・電子機器に関する取組は継続していたが自動車に関するリサイクル制度が未整備であったため、新たに本法を制定。	廃電気・電子製品の回収処理活動の基準を示し、資源総合利用および循環経済の発展の促進、環境保護、国民の健康を保証することを目的とし、廃電気・電子製品の回収・処理および関連活動が規定されたもの。
施行状況	2002年 欧州議会にて採択 2003年 発効 2008年 改正提案 2009年～ 改正に向けた検討	1993年 資源の節約と再活用促進に関する法律に基づきリサイクル 2003年 生産者責任制度導入 2007年 本法公布 2008年 施行	2009年 公布 2011年 施行
対象	大型家電、小型家電、IT・通信機器、消費者機器、照明器具、電気・電子工具、玩具・レジャー・スポーツ用品、医療機器、モニター機器・コントロール機器、自動販売機・ATM	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、オーディオ、携帯電話、プリンター、コピー機、ファクシミリ、自動車	(第一次リスト)※2011年1月現在 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン
役割分担・費用負担	<製造業者> ・回収・処理の実施及び費用負担。 <小売業者> ・引取、製造者あるいは廃棄物管理当局への引渡し。 <地方自治体> ・回収拠点の設置及び回収拠点における分別・回収、廃電子機器登録財團(EAR)への引取要請。 <処理業者> ・製造業者から委託を受けた処理業者が、引取、処理等を実施。	<製造業者およびリサイクル事業共済組合> ・回収・処理の実施及び費用負担。 ・収集所を指定し、当該収集所の情報を小売業者に周知。 <小売業者> ・下取りによる廃電気・電子機器の回収、収集所までの運搬。 <地方自治体・回収業者> ・一次引取先として、収集所までの運搬を行う(本法の対象範囲外)。 <処理業者> ・歐州WEEE指令と同様。	<製造業者等> ・廃電気・電子製品処理基金の納付。 ※基金への納付基準については、2011年1月時点では明らかになっていない。 <小売、修理・アフターサービス業者> ・回収した廃電気・電子製品の資格を有する処理業者への引渡し。 <回収業者> ・迅速な回収サービスの使用者への提供。 <処理業者> ・廃電気・電子製品の処理(処理資格の取得が必要)。

(5) 小型電気電子機器リサイクルの検討必要性

有用金属を含む製品のうち大部分は、既存法制度や自主回収によりリサイクルが行われているが、現在リサイクルシステムが存在しないと考えられる製品分野が小型電気電子機器（家電リサイクル法対象品目以外の電気電子機器。ただし、パソコン、携帯電話は法律及び自主的回収により一部リサイクルされている）である。海外では、電気電子機器のリサイクル制度の拡大の動きが見られ、電気電子機器全般が制度の対象となっているところも多い。こうした動きを踏まえても、小型電気電子機器を対象とした検討を行うことは適当であると考えられる。

現状として、図6、図7に示すとおり、循環利用されずに市町村等の最終処分場に埋め立てられるものも多い。なお、年間に使用済みとなる小型電気電子機器は先述したとおり 65.1 万トンになり、(3) のフロー推計によるとそのうち 27.4 万トンが市町村に排出されることになるが、それを裏付けるものとして、某市（人口 10 万人台）のごみの組成調査によれば、人口一人あたりの自治体への小型電気電子機器の排出量は 2.75kg(日本の人口で拡大すると約 33 万トン。なお、世帯当たりの排出量は 5.36kg であり、日本の世帯数で拡大すると約 26 万トン) となっている。また、最終処分場に埋め立てられる以外にも、一部は海外流出して不適正に処理されているとの報告もなされている。これらは、循

環型社会形成の観点からは大きな課題である。

さらに、上述した小型電気電子機器に含まれる有用金属の国内需要量に占める割合や一般廃棄物及び産業廃棄物に占める小型電気電子機器の割合を踏まえれば、資源確保や廃棄物対策として一定のインパクトを与えるポテンシャルを有している。

なお、市町村や産業廃棄物処理業者の有する通常の施設でも鉄やアルミニウムについてはリサイクルが可能なことから、特に、小型電気電子機器に含まれる基板等からの有用金属のリサイクルを検討する必要がある。

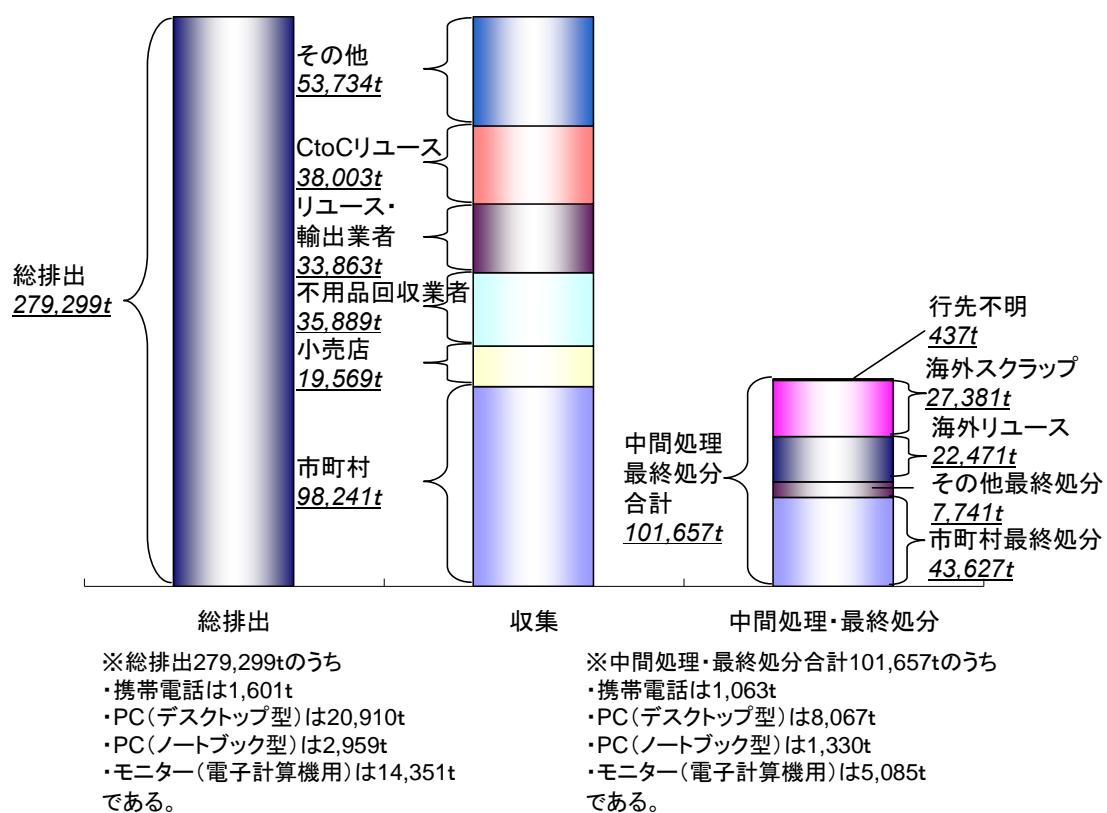


図 6 使用済小型電気電子機器に含まれる有用金属の処理状況（重量ベース）

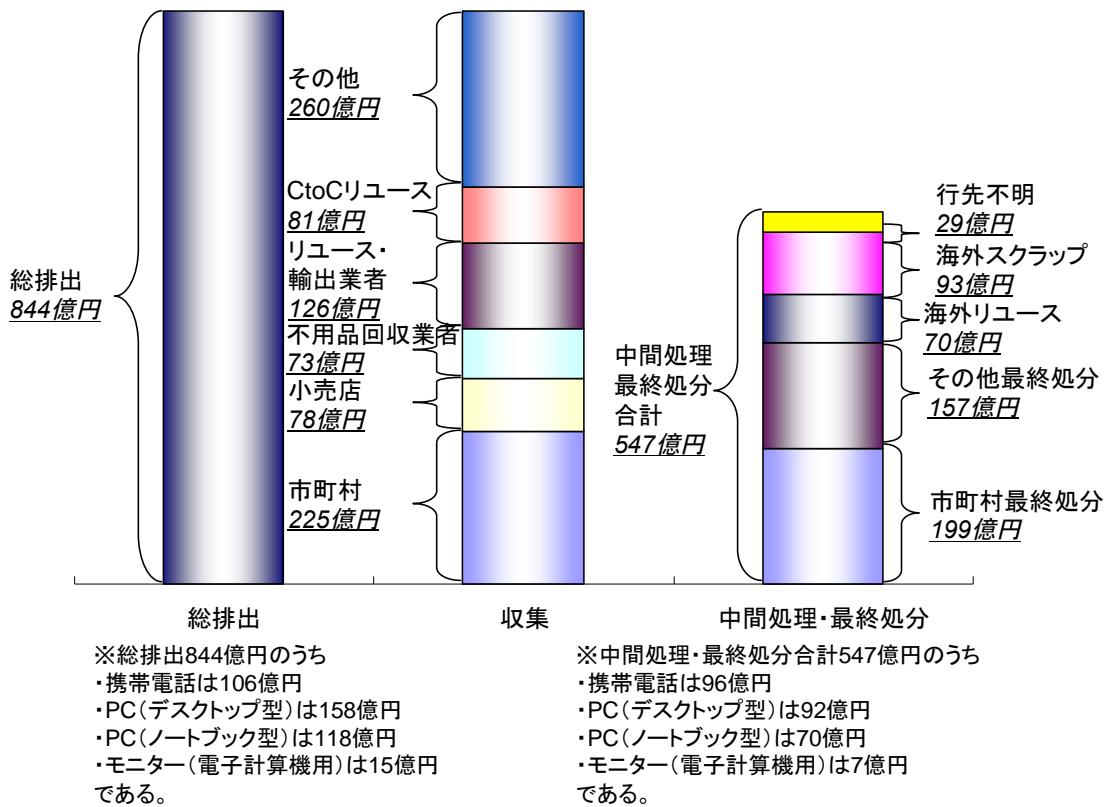


図 7 使用済小型電気電子機器に含まれる有用金属の処理状況（金額ベース）

5. 小型電気電子機器リサイクルの目的

小型電気電子機器のリサイクルの目的は、資源確保、廃棄物減量化、有害物質管理を含む、循環型社会形成の推進であると考える。

- 年間に使用済みとなる小型電気電子機器に含まれる有用金属の量は重量で 27.9 万トン、金額で 844 億円である。このうちの全てがリサイクル可能というわけではなく、技術的な問題として、中間処理と製錬段階での歩留まりや、リサイクルでは排出された製品の回収率も考慮する必要があるが、下記の試算に示すとおり、資源確保の観点から一定のインパクトはある。
- すなわち、有識者へのヒアリングによると、中間処理の歩留まりが 0.7 程度、製錬の歩留まりが 0.9 程度であるため、技術的に可能な量は含有量のうち $0.7 \times 0.9 = 0.63$ 程度となる。すなわち、重量ベースで 18 万トン程度、金額ベースで 532 億円程度となる。さらに、リサイクルでは排出された製品の回収率も考慮する必要があるため、回収率 20% で 3.5 万トン、106 億円程度、回収率 30% で 5.3 万トン、160 億円程度となる。（数値は中間処理方法や回収鉱種

の設定次第で増減するものであり、規模感を把握するための理論値であることに留意が必要)。

- ・リサイクルにより削減される最終処分量は、回収率20%で13.0万トン、回収率30%で19.5万トンとなり、これは一般廃棄物最終処分量のそれぞれ0.74%、1.1%に相当する(なお、本推計には現状リサイクルできているものも含まれている点に留意が必要)。廃棄物減量化の観点から見て、小型電気電子機器のリサイクルにより減量できる廃棄物の量が、最終処分場残余容量の逼迫問題を抜本的に解決するとはいえないが、一定のインパクトはある。
- ・小型電気電子機器には鉛等の有害物質が含有されているものもあり、現在有害でないとされていても将来的に有害とされる化学物質が含まれている可能性もあることから、これらの使用済製品の廃棄物処理に伴う環境リスク管理が不可欠である。自治体においては、キレート剤添加による鉛処理を行うなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)等に基づく適正な処理を行っているが、小型電気電子機器をリサイクルに回すことにより、自治体において処理しなければならない鉛の量が減少するとともに、将来的に有害とされる化学物質を埋め立てるというリスクを回避できることから、環境管理の観点からも一定のインパクトはある。

これまでの個別リサイクル法は、廃棄物減量化といった環境負荷の低減を主眼として循環型社会形成を推進してきた。これに対し、小型電気電子機器のリサイクルは、資源確保の観点も踏まえて循環型社会形成の推進を目的としており、新たなリサイクルの方向性を提示することになる。

6. 小型電気電子機器リサイクル実施の是非

(1) 基本的考え方

これまでで、小型電気電子機器リサイクルの検討の必要性は示されたが、実際にリサイクルを実施すべきかどうかは、リサイクルによる効果とリサイクルに要する費用を比較衡量する必要がある。効果と費用については、対象品目、対象鉱種(特定レアメタルを回収するかどうか)、使用済小型電気電子機器の回収率、広域回収の有無、回収対象地域(全国一律で回収するかどうか)によって変動する。費用については網羅的に貨幣換算できるが、効果については定量的に把握することが困難な部分もある。効果の部分集合である便益が費用を上回っている場合には、確実に効果が費用を上回るが、そうでない場合は慎重な判断を要する。

(2) 費用対効果分析

リサイクルによる効果とリサイクルに要する費用の大小関係を確認することを目的に、回収率、広域回収の有無、回収対象地域、回収対象鉱種を変動させて費用対効果分析を行った結果を表12に示す（まずは費用対効果の規模感を確認するために回収率50%、広域回収の有無等、幅広なケース設定を行っている）。

表12 費用対効果分析結果の一例

	ケース1 20品目 30%	ケース2 20品目 5%	ケース3 20品目 10%	ケース4 20品目 20%	ケース5 20品目 50%	ケース6 自区内処理	ケース7 特定レアメタリック回収	ケース8 50品目	ケース9 過疎部除き
関係者利潤	10.3億円	-11.1億円	-0.4億円	5.5億円	18.5億円	-114.1億円	-6.0億円	-40.8億円	10.8億円
その他便益	?	?	?	?	?	?	?	?	?
便益計(20年)	140億円	-150億円	-54億円	75億円	252億円	-1,551億円	-82億円	-555億円	147億円
費用計(20年)	42億円	42億円	42億円	42億円	42億円	42億円	42億円	42億円	36億円
費用便益分析	B-C=98億円 B/C=3.35	B-C=-192億円 B/C=-3.60	B-C=-96億円 B/C=-1.29	B-C=33億円 B/C=1.78	B-C=210億円 B/C=6.01	B-C=-1,593億円 B/C=-37.09	B-C=-124億円 B/C=-1.96	B-C=-596億円 B/C=-13.26	B-C=111億円 B/C=4.09
金属資源の安定供給効果	5.9億円	1.0億円	2.0億円	3.9億円	9.8億円	5.9億円	8.2億円	15.5億円	4.7億円
TMR削減効果	32万t	5.1万t	11万t	21万t	53万t	31万t	47万t	73万t	26万t
最終処分場延命効果	9.8千m3/年 (0.0085%)	1.6千m3/年 (0.0014%)	3.3千m3/年 (0.0028%)	6.5千m3/年 (0.0056%)	16千m3/年 (0.014%)	9.8千m3/年 (0.0085%)	9.8千m3/年 (0.0085%)	40千m3/年 (0.035%)	7.9千m3/年 (0.0068%)
有害物質による環境・健康影響改善効果	効果あり	効果あり	効果あり	効果あり	効果あり	効果あり	効果あり	効果あり	効果あり
その他効果	?	?	?	?	?	?	?	?	?
費用対効果	効果>費用	?	?	効果>費用	効果>費用	?	?	?	効果>費用

※ケース6～9の回収率は30%

リサイクルで得られる有用金属の売却収益からリサイクルに要する費用を差し引いた便益以外にも、安定供給効果、TMR削減効果、最終処分場延命効果、有害物質による環境・健康影響改善効果等が発生すると考えられる。

効果全体のうちの部分集合である便益が費用を上回っているケースでは、効果が費用を上回ることは確実であるが、便益が費用を下回る場合は、定量的・定性的効果を加えた効果全体と費用の大小関係は明確に決定できない。リサイクルにより得られる環境面等での効果は定量的には把握できないものが多く、環境面等での効果が非常に大きい場合には、価格に換算できる便益が費用を大きく下回る場合でもリサイクルを実施することが社会的に望ましい場合もあると考えられるが、その場合には消費者を始めとする関係者による損失分（リサイクル成果物の売却益－リサイクル費用）の補填が必要となる。

また、採算性分析は、前提条件次第で変化し得るものであり、一定の不確実性を有していることには留意が必要である。

7. リサイクル制度の必要性

(1) 基本的考え方

リサイクルを実施する場合には、ガイドライン等を策定することで現行法制度の枠内での自主的な取組を一層促進させていく方法と、新たな制度的な枠組みを構築してリサイクルを推進していく方法がある。制度的な枠組みが必要かどうかは、自主的な取組の分析が重要となる。

(2) 先行事例の分析

環境省は、経済産業省と協力しながら、「使用済小型家電の回収モデル事業」を平成20年度より全国7地域で実施している。また、制度的枠組みがない中でも、モデル事業以外に小型電気電子機器リサイクルの取組を進めている自治体が存在し、「自治体等における小型家電リサイクルの取組事例に関する研究会」においてこれらの分析を行った。その結果、以下のような課題が指摘されている。

- ・モデル事業にて実施された収集・運搬、保管、越境移動等については、廃棄物処理法上の規制や手続を遵守して行われている。機械破碎を主に行うことでの中間処理コストの低減を図っているが、収集コストが高く、モデル事業実施自治体においては採算性を確保できていない。既存制度との整合性に関し、モデル事業を実施した自治体にアンケートを行ったところ、「広域的な収集運搬が不可欠であることから、業の許可を不要とする制度や緩和措置を講ずるべき」といった意見が多かった。
- ・モデル事業以外の先行的取組事例は、一般廃棄物処理の中でのリサイクルか、有価売却後のリサイクルという2つの方法が取られており、ほとんどは後者である。有価売却後のリサイクルでは市況変動の影響で、有価売却が困難になる懸念がある。その場合には一般廃棄物として廃棄物処理法上の規制に従う必要があり、各市町村の一般廃棄物処理計画との整合性の問題や一般廃棄物処理業許可の問題、中間処理段階で発生する残渣の処理の問題などが生じることから、これらの事例によるせっかくのリサイクルの取組がスムーズに行われなくなるおそれがある。

(3) リサイクル制度の必要性

先行事例の分析結果を踏まえると、リサイクルを担う企業、市町村、排出者のそれぞれの立場から見て、以下の点で制度的な枠組みが必要と考えられる。

- ・先行的取組については、資源価格が変動してもリサイクルが安定的・継続的

に行われるよう制度的に担保することが望ましい。

- ・また、安定的・継続的に処理業者に高度なリサイクルを適正に行ってもらえるという担保がない現状においては、リサイクルの実施に踏み切れない自治体が相当数存在すると想定される。これらの自治体にリサイクルの取組への参加を促すためには、確実に小型電気電子機器を引き取ってリサイクルを行う主体を制度的に担保することが望ましく、この主体に対して広域回収を可能とするなどリサイクルを効率化・促進する措置を講ずるべきである。
- ・さらに、循環型社会形成の推進という目指すべき方向性を、小型電気電子機器のリサイクルの制度化という具体的な形で国民に対して提示することは、循環型社会形成への国民の意識を高めるきっかけとなり、消費者を啓発し排出を促すことにも繋がる。
- ・なお、資源戦略の観点から、小型電気電子機器について、十分な環境対策を施した上で長期保管するということも考えられる。そのためにも、廃棄物処理法上の規制や手続について必要な見直しを行うことが望ましい。

8. リサイクル制度の在り方

(1) 基本的考え方

小型電気電子機器のリサイクルの目的は、資源確保、有害物質管理、廃棄物減量化を含む、循環型社会形成の推進であると考えられる。これまでの個別リサイクル法は、廃棄物減量化といった環境負荷の低減を主眼として循環型社会形成を推進してきたのに対し、小型電気電子機器についてはリサイクルを実施しなければ直ちに環境上の大きな問題が発生するというものではなく、資源確保の観点も踏まえた循環型社会形成の推進を目的としており、新たなリサイクルの方向性を提示することになる。

これまでの個別リサイクル法は、製造業者等にリサイクルの義務を負わせることによりリサイクルを行う義務型の制度であるが、義務型の制度とした場合、基本的には一つの方法に限定してリサイクルを実施していくこととなる。小型電気電子機器については、一部の地域や品目において先行的にリサイクルの取組が行われており、現在行われている先行的取組を活かしながら、これらの取組が安定的・継続的に行われるよう制度的に担保するとともに、リサイクルの取組を全国に広げていくためには、義務化で一つの方法を限定するよりも、様々な取組を包含できる方が望ましい。

従って、誰かに義務をかけるのではなく、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度を目指すべきであり、出来るところ（品目・鉱

種・地域) からリサイクルの取組を開始し、回収率を増やしながら徐々に品目・鉱種・地域を拡大させることが望ましい。その際、個々の市町村を巡る状況は多様であり、自治体の自主性が尊重されるべきであることに十分留意する必要がある。

静脈物流や中間処理において規模の経済を働かせ効率的に実施するためには使用済小型電気電子機器の回収率の確保が重要となる。回収率が確保されなければそもそも制度を構築する意義が失われる上、採算性を確保しながらのリサイクルが困難となる。回収対象品目等の諸条件にも依存するが、費用対効果分析結果の一例（表 12）を踏まえると採算性を確保するためには、回収率は最低でも 20%～30%を目指すべきである。

関係者の役割分担については、義務的に実施するのではなく、全ての関係者が協力しながらリサイクルを進めていくべきであるため、関係者が応分の役割を果たすことを基本としながら制度設計することが重要である。

なお、市町村が回収した使用済小型電気電子機器については、原則として廃棄物であることを念頭に制度を設計するべきであるが、行政と連携できる高度な中間処理業者が存在するなどの好条件が整い、適正な環境管理を行いながらも有価物としてリサイクルに既に取り組んでいる先行的取組事例も存在する。これらの事例については、これまで通り有価物としてリサイクルを行うことも可能であるが、資源価格の変動に対応できないことから、リサイクル制度に基づいた形での一層のリサイクルの取組を促進することが望ましい。

（2）関係者の役割分担

関係者の役割分担は、関係者が応分の役割を果たすことを基本とするべきである。また、現在の仕組みを可能な限り活用し、なるべく効率的なリサイクルが実現されるよう、それぞれの関係者が得意分野において役割を果たすことが必要である。

まず、リサイクルが行われることで、循環型社会の形成が促進され、その恩恵は社会全体で享受されるものであることから、何より国民が、循環型社会形成のため、適正なリサイクルが行われることが確実なルートに小型電気電子機器を排出することが必要である。

次に、現状において小型電気電子機器を一般廃棄物として収集・処理していることを考えると、市町村が小型電気電子機器の回収の役割を担うことが現実的である。また、回収に際しては、小売店等が協力することで効率的な回収を実現できる場合もあると考えられる。

有用金属のリサイクルは、中間処理業者による解体・破碎・選別や、金属製錬事業者による金属回収を経て実現されるものである。自ら又はこれらの者に

委託をしながら使用済小型電気電子機器のリサイクルを行おうとする者は、再資源化事業計画を作成して国の認定を受けられることとし、認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が適正なリサイクルを実施することが促進型の制度として望ましい。

製造業者については、易解体設計等でリサイクルに協力すると共に、再生資源の利用に努める必要がある。

国は市町村が参加しやすいような環境整備を行うとともに、認定事業者の指導監督を行う必要がある。また、市町村や都道府県と協力しながらリサイクルの重要性や制度の中身についての普及啓発を行うと共に、研究開発を促進する役割を担うべきである。さらに、不適正な海外流出の防止のための取組を進めるべきである。

以上を踏まえると大まかな役割分担については以下のようにまとめられる。

国民：使用済小型電気電子機器を市町村や協力小売店に引き渡すことによりリサイクルに協力

市町村：使用済小型電気電子機器の回収を実施、普及啓発

都道府県：普及啓発

小売店：消費者による使用済小型電気電子機器の適正な排出に協力

認定事業者：使用済小型電気電子機器の適正なリサイクルを実施

製造業者：易解体設計等によるリサイクルへの協力と再生資源の利用

国：環境整備、認定事業者の指導監督、普及啓発、研究開発の促進、不適正な海外流出の防止

（3）制度の内容

「基本的考え方」に基づけば、誰かに義務をかけるのではなく、関係者がそれぞれの役割を果たし、協力してリサイクルを実施する制度の検討が必要となる。そこで、制度的に適正かつ確実なリサイクルルートを定め、関係者の協力により、使用済小型電気電子機器ができる限りそのルートに乗せてリサイクルすることを目指し、リサイクルルートに乗せる場合には、効率的なリサイクルの実現のため、廃棄物処理法の特例措置を講ずることとする。（2）の役割分担を踏まえると、以下のような制度が考えられる。

1) 使用済小型電気電子機器の回収

市町村は、制度への参画の可否を判断し、参画する場合は使用済小型電気電子機器の収集計画を策定するものとする。回収方法は、モデル事業における主な回収方法であるボックス回収、ステーション回収、ピックアップ回収や、先

行的取組事例において行われている回収方法等の中から地域特性に合った方法を選択する。

協力小売店は、市町村の依頼を受けてボックスを設置したり、認定事業者から委託を受けることにより廃棄物処理法の特例を受けて回収を行うことが可能となる。

2) リサイクルの実施

市町村が回収を行う以上、回収した使用済小型電気電子機器について確実な引き渡し先が必要となり、資源価格の変動により受け入れ可否が変わるものであってはならない。そこで、市町村から継続して使用済小型電気電子機器を引き取り、確実に適正なりリサイクルを行う法人に限って、国が認定事業者として認定し、広域回収が可能となるよう廃棄物処理法の特例を受けられることとする。

認定事業者とは、使用済小型電気電子機器の引き取りを市町村と契約し、適正なりリサイクルと資源確保のためのレアメタルリサイクルを促進する法人（基本的には株式会社を想定）を国が認定したものである。ここでいう「適正なりリサイクル」とは、認定事業者が行う処理のレベルとして最低限求められるものであり、中間処理工程において環境管理上及び労働安全上支障が生じないような措置を講じた上で解体・破碎・選別工程を経て有用金属を高度に濃縮し、基本的に国内の製錬事業者等に売却することによって、鉄・アルミ・非鉄などの回収対象物をできる限り回収することを指す。非鉄の回収工程においては、副産物として回収が可能であり、または経済的に回収する技術が確立されているレアメタルについても回収するものとするが、回収する鉱種については、技術開発の進展状況や需給状況を踏まえ、柔軟に見直すべきである。また、ここでいう「レアメタルリサイクルの促進」とは、経済的に回収できる技術が未確立のレアメタルについて可能であれば回収を目指しつつ当面は回収技術開発の促進を行うことを指す。

認定事業者としてリサイクルを実施しようとする者は、業務区域を定め、国に申請を行い、国は、当該者が自ら又は委託して一定レベル以上の適正なりリサイクルを実施できること、広域的・効率的なリサイクルの実施が可能であること、財務体質の健全性を有すること等を確認し、要件を満たす場合には認定することとする。認定事業者は、一定数以上の都道府県域を超えた広範囲で活動することを想定しており、業務区域内の自治体と、補完的に回収に協力する小売店から使用済小型電気電子機器を引き取り、静脈物流、中間処理を自ら又は委託して実施する。なお、認定事業者が自らリサイクルを実施する場合には市町村と認定事業者の委託契約において、認定事業者が委託によりリサイクルを

実施する場合には、認定事業者と実際の処理業者との間の委託契約において、市町村がリサイクル処理の状況を確認できるような規定を設けることが望ましい。また、認定事業者は、得られる利益を用いて技術開発を行うなどアメタリリサイクルを促進することとする。認定事業者は、利益を得られる可能性がある反面、資源価格が下落した場合等でも契約に基づいた引取りを継続するため、赤字の可能性があるというリスクを負担することになる。また、認定事業者で十分な利益を確保できた場合に、市町村の回収に要する費用への補填等の措置を検討する必要がある。

3) 引渡し

市町村又は小売店と認定事業者は回収した使用済小型電気電子機器の引渡しについて契約することになるが、場所、費用、頻度等の引渡し条件については、個々の契約において決定されることになる。なお、回収した使用済小型電気電子機器の一部又は全部を輸出業者等へ売却することは、環境保全上の観点から国際循環は補完的な位置づけとすべきという考え方からすれば望ましくなく、こういった売却の防止を制度的に担保する必要がある。また、有価物としてリサイクルを行うことが可能であることを逆手にとって、廃棄物処理法の枠外で不適正なリサイクルを実施するような事業者に引き渡されることのないよう、原則として認定事業者等の適正な事業者に引き渡すべき方向性を国が示していく必要がある。

市町村は回収を行った場合に確実な引き渡し先が必要なことから、認定事業者は、あらかじめ提示した条件を満たす場合において、市町村から引き取りを求められたときは必ず引き取りを行うものとする。条件としては、例えば、回収物の状態や地理的条件次第では逆有償での引き取りも含まれるものとする。比較的低品位の品目を対象とする場合には、何らかの費用負担が必要となり得ることに留意する必要がある。

以上のように、基本的には各自治体と認定事業者において引渡しの条件を調整することとするが、国は、認定事業者の事業計画の認可等を通じて、自治体に一方的に不利な条件とならないよう監督する必要がある。また、円滑な制度導入のために、自治体又は小売店と認定事業者の契約については、その内容、方法等について何らかの雛形を国が提示することが必要となる。

4) 制度の対象品目

制度の対象品目としては、資源確保、有害物質管理、廃棄物減量化を含む、循環型社会形成の推進という制度の目的を踏まえると、できる限り多くの品目を対象としてリサイクルする方が望ましいことから、一般家庭で通常使用され

るような電気電子機器のうち、すでに義務的なリサイクル法制度が存在する家電リサイクル法対象品目以外の品目について幅広く対象とすべきである。なお、自治体による回収を前提に、本制度の対象を家電リサイクル法対象品目以外の品目とすることは、これらの品目について、適正処理困難性等の観点から自治体以外の者による引き取りを検討することの妨げにはなるものではない。

また、制度の対象品目のうち、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべき高品位のものを特定し、制度のルートにできるだけ乗せることも重要なとなる。そこで、このような品目を「特定対象品目」として提示することで、市町村による分別を促し、市町村と認定事業者の契約時の参考情報とすることが可能となる。資源性と分別のしやすさの観点から特定対象品目として有力な品目を表13に示す。なお、表13のリストは、現在排出されている品目のサイズと、含有されている金属価値を踏まえた経済性を中心に評価したものであるが、今後はその他の視点も含めた総合的な評価によりリストを充実させていく必要がある。

なお、すでに資源有効利用促進法に基づくリサイクルルートの存在するパソコン等と、自主的なリサイクルルートの存在する携帯電話については、個人情報保護等の観点から、既存のリサイクルルートでの回収を基本とするが、現状においても自治体による回収も可能であり、制度に基づいた自治体による回収でも一定の回収量が見込める。したがって、法制度の存在しない携帯電話については本制度の対象品目とともに、法制度の存在するパソコン等についても制度の対象品目とするかどうかを検討する必要がある。なお、個人情報保護等の対策とともに、既存リサイクルルートと本制度の関係について、本制度の開始までの間に検討することが必要である。特に、本制度における個人情報保護対策としては、自治体及び小売店での回収における盗難防止対策を中心に検討を進める必要がある。

特定対象品目以外の対象品目についても、できる限り埋立処分を避け、リサイクルを推進することが望ましいと考えられるため、市町村で鉄やアルミニウムを中心とした金属回収を行うか、あるいは契約に基づき認定事業者に引き渡すこととも考えられる。

なお、使用済小型電気電子機器のほとんどは消費者から排出される一般廃棄物であり、一般廃棄物を基本として制度を設計するべきであるが、同じ物が事業者から排出される場合もあり、その場合には産業廃棄物となる。

本制度の目的をより一層実現するためには、産業廃棄物として対象品目が排出された場合についても認定事業者による処理を可能とすることが望ましいが、産業廃棄物については、これまでの累次の廃棄物処理法改正により排出事業者責任を強化してきたところであり、認定事業者が処理を行うにあたっても、排

出事業者が引き続き責任を負うこととする必要がある。そこで、産業廃棄物である対象品目の処理が認定事業者に委託される場合であっても、排出事業者及び認定事業者は、マニフェストの交付などの廃棄物処理法のルールに則って行うこととすべきである。

制度の内容については、実効性を踏まえた上で5年後に見直しを行うこととする。

(4) 課題

1) 市町村の参加促進と回収量増加のための取組

本制度では、多くの市町村が参加することで、リサイクルが量的に促進されることはいうまでもなく、さらには回収量が増加することで規模の経済が働き、効率的なリサイクルが可能となる。

このように、市町村の参加率がリサイクルの実効性確保のための非常に重要な要素となることから、国は都道府県と連携して、説明会を開催するなどまずは市町村に対して積極的に参加を呼びかける必要がある。

循環型社会の実現という制度のメリットの受益者が国民であることを踏まえて、各市町村が積極的に参加することが望ましいが、場合によっては財政的な負担が増加することから、市町村の参加を促進するための方策が必要となる。

前提として国は市町村の確実な引渡先である認定事業者の立ち上げに向けた努力を行う必要があるが、認定事業者が立ち上がり、実際に市町村が回収を行うこととした場合、回収には、特に初期投資が市町村の財政的な負担となる可能性がある。国は、この部分について積極的に支援を行うとともに、ランニングコストについても何らかの措置ができるか検討する必要がある。

また、回収量を増加させるためには、「どのように処分したら良いかわからない」「何となく」という理由で退蔵している使用済小型電気電子機器を、適正な形で分別して排出するよう、国民に協力してもらう必要がある。国民がリサイクルの重要性を理解するには、国が普及啓発を積極的に行うことが効率的かつ確実である。

2) 海外における不適正処理の防止

現状として、使用済小型電気電子機器の一部は海外にリユース品または資源として輸出されており、資源価格の変動や海外の資源政策動向次第では、更に海外輸出が促進される可能性もある。しかし、輸出の相手国や第三国を経由した再輸出先で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されており、循環型社会の構築に当たっては、環境保全上の観点から国内における

る適正なリサイクルが原則であり、国際循環は補完的な位置づけとされている。

使用済小型電気電子機器（リユース品を除く。）の輸出については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）及び廃棄物処理法の規制を受ける可能性があり、その場合には必要な手続きを経て輸出されることとなるが、現状では両法の規制を受けて輸出された事例はほとんど存在しない。

このため、海外における不適正な処理を防止するためのバーゼル法及び廃棄物処理法の更なる適正な施行、運用等を検討する必要がある。バーゼル法については、偽装リユースを防止するため、個別品目についてのリユースガイドラインの整備や、雑品スクラップ中の鉛含有量分析対象部位のサンプリング方法を初めとする有害特性分析手法等を定め、規制対象範囲の明確化等を行う必要がある。

また、廃棄物の輸出には廃棄物処理法に基づく環境大臣の確認手続きが必要となるが、①安い人件費や日本と海外のニーズの違い等の経済的な要因及び②環境に配慮した処理が行われず、安易な処理が行われることによって、有価物として輸出されれば廃棄物とはならない。その場合には、廃棄物を輸出する際に必要な輸出の相手国の処分施設の情報がなく、適正な処理が行われているか確認できない状況となる。国内で適正に中間処理を施し、選別した上で部品などを輸出する場合を除き、使用済小型電気電子機器（リユース品を除く。）の輸出については、国外での安易な処理により生活環境の保全上の支障が生じることのないよう、実効性のある水際対策を検討する必要がある。

3) 違法な不用品回収業者対策

使用済小型電気電子機器の一部は廃棄物処理法に違反した又は不適切な不用品回収業者に回収され、廃棄物処理基準に適合しない処理や不法投棄などが行われたり、不適正な海外流出につながっている蓋然性が高い。よって、生活環境保全上の支障、廃棄物の国内処理原則（廃棄物処理法第2条の2第1項）の形骸化、適正なリサイクルの阻害等を引き起こすおそれが高いため、これらの不用品回収業者の対策を強化する必要がある。

廃棄物該当性は物の性状や排出者の意思等も考慮し総合的に判断されるものであるため、不用品回収業者が無料や極めて低廉な価格で引取る場合を含め、使用済小型電気電子機器等について廃棄物該当性を明確化し、関係機関と連携して廃棄物処理法による取り締まりを強化する必要がある。

表 13 特定対象品目推奨リスト案